

亜細亜大学大学院学則

第1章 総則

(名称)

第1条 本学大学院は、亜細亜大学大学院（以下「本学大学院」という。）と称し、東京都武蔵野市境5丁目8番に、これを設置する。

(目的)

第2条 本学大学院は、学部の教育の基礎の上に、さらに高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究かつ教授し、その深奥をきわめることを目的とする。

(各研究科の目的)

第3条 各研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) アジア・国際経営戦略研究科は、グローバルな視点で中国をはじめとするアジア諸地域の地域特性を展望し、環境・資源、産業技術政策等のマクロな諸問題への洞察をも踏まえた経営戦略の策定能力及び実行力を涵養することにより、同地域の企業活動をリードする人材並びにこれら企業の戦略行動について、高度の研究能力を有する人材を育成することを教育研究目的とする。
- (2) 経済学研究科は、高度の専門知識を有し、複雑化する経済社会の変化に対応できる深い分析力・洞察力を身につけた研究者と専門的職業人を育成することにより、日本とアジアの発展に寄与することを目的とする。
- (3) 法学研究科は、多様化する法学の諸分野を対象に専門的学術を研究し教授することによって、研究者、高度専門職業人及び高度の法的教養を身につけて広く諸国で活躍する人材を育成することを目的とする。

2 各研究科は、前項に規定する目的を踏まえて、次の方針を定める。

- (1) 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- (2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- (3) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

3 前項各号の方針に関する規則は、別に定める。

(学長・副学長)

第4条 亜細亜大学学則（以下、「学則」という）第4条を準用する。

(自己点検・評価)

第5条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、第2条及び第3条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

2 点検及び評価の事項・体制に関する規則は、別に定める。

(認証評価)

第6条 本学大学院は、学校教育法に則り、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けるものとする。

2 認証評価の事項・体制に関する規則は、別に定める。

(課程)

第7条 本学大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）とに分け、博士前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(研究科・専攻及び学生定員)

第8条 本学大学院に、次の研究科及び専攻を置き、定員は次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	総収容定員
アジア・国際経営戦略研究科	アジア・国際経営戦略専攻	30	60	5	15	75
経済学研究科	経済学専攻	15	30	3	9	39
法学研究科	法律学専攻	15	30	5	15	45

第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

(標準修業年限及び在学年限)

第9条 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

2 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、研究科において主として実務の経験を有する者に対する教育であって、教育上特別の必要があり、かつ適切な方法により教育を行い、教育上支障が生じないときは1年とすることができる。

3 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

4 博士前期課程の在学年限は4年とし、博士後期課程の在学年限は6年とする。

5 就業や育児又は介護等の理由により、第2項本文に定める標準修業年限を超えて延長された期間の教育課程を履修すること(以下、「長期履修制度」という。)ができる。ただし、在学年限は前項のとおりとする。

6 前項に定めるもののほか、長期履修制度に関する事項は、別に定める。

(進級)

第9条の2 入学後、第1学年に1年間(通算2学期)在籍した者は、第2学年に進級となる。

2 博士後期課程の第2学年に1年間(通算2学期)在籍した者は、第3学年に進級する。

3 進級時期は年度末とする。ただし、秋学期に入学した者については、1年間(通算2学期)在籍した後の春学期末に進級となる。

4 留学から帰国した者の学年の取り扱いは、別に定める。

(学年・学期及び休業日)

第10条 学年、学期及び定期休業日については、学則第12条、第13条及び第14条を準用する。

第3章 授業科目及び履修方法並びに単位算定基準

(授業及び研究指導)

第11条 本学大学院の教育・研究は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 大学院の授業科目及び配当単位数並びに履修方法は、別表Iのとおりとする。

(教育方法の特例)

第12条 本学大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位算定基準等)

第13条 履修単位数の算定基準については、学則第17条及び第18条第1項を準用する。

第4章 試験及び単位の認定並びに学位の授与

(試験及び単位の認定)

第14条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によりその合格者に、所定の単位を与える。成績評価は、100点満点とし、100点～90点をS、89点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をC、59点以下を

Dの5級に分ち、S、A、B及びCを合格としDを不合格とする。

(最終試験)

第15条 最終試験は、学位論文の審査及び口述試問とする。

2 最終試験の判定は、合格、不合格の2種類とする。

(学位論文の審査)

第16条 学位論文の審査に関する規則は、別に定める。

(他大学院等における授業科目の履修)

第17条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修し、修得した単位については、15単位を限度に修了要件単位として認めることができる。

3 前2項は、国内外の大学院等へ留学した場合及び国内外の大学院における通信教育による授業科目を、日本国内において履修する場合にも適用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第18条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 前項により修得したものとしてみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該研究科又は他の大学院における授業科目の履修により修得した単位についてそれぞれ15単位を超えないものとし、前条と合わせて20単位を超えないものとする。

(博士前期課程修了の要件及び学位)

第19条 本学大学院博士前期課程修了の要件は、博士前期課程に2年(標準修業年限が1年にあつては、1年)以上在学し、アジア・国際経営戦略研究科博士前期課程については30単位以上、経済学研究科博士前期課程については32単位以上、法学研究科博士前期課程については32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、第15条に定める最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学大学院において適当と認められる時は、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 第1項の要件を満たした者には、学長が研究科委員会の意見を聴き、博士前期課程を修了したと認定し、次の学位を授与する。

アジア・国際経営戦略研究科 修士(経営学)

経済学研究科 修士(経済学)

法学研究科 修士(法学)

(博士課程修了の要件及び学位)

第20条 本学大学院博士課程の修了の要件は、博士課程に5年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、アジア・国際経営戦略研究科博士後期課程については12単位以上、経済学研究科博士後期課程については16単位以上、法学研究科博士後期課程については12単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、第15条に定める最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 標準修業年限を1年以上2年未満とした博士前期課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年(博士前期課程

に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年(博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、本学大学院に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項の要件を満たした者には、学長が研究科委員会の意見を聴き、博士課程を修了したと認定し、次の学位を授与する。

アジア・国際経営戦略研究科 博士(経営学)

経済学研究科 博士(経済学)

法学研究科 博士(法学)

5 博士の学位は、本学大学院博士課程を経ない者であっても、博士論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に、これを授与することができる。

6 学位の授与に関する規則は、別に定める。

第5章 教育職員免許状授与の所要資格の取得

(教育職員免許状の取得)

第21条 中学校教諭1種及び高等学校教諭1種免許状の所有者が、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
経済学研究科	経済学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 公民
法学研究科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 公民

第6章 入学、休学、復学、退学、除籍、転学及び再入学

(入学の時期)

第22条 入学は、原則として毎年1回、時期を春学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、大学院委員会の意見を聴いて、時期を秋学期の始めにすることができる。

(入学資格)

第23条 本学大学院の博士前期課程に入学することのできる者の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者

- (3) 外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 日本国内において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学に3年以上在学し、又は15年の課程が修了し、当該研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (10) 当該研究科委員会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 本学大学院の博士後期課程に入学することのできる者の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 当該研究科委員会において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- (出願手続き)

第24条 入学志願者は、本学大学院所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学選考)

第25条 入学志願者に対して選考を行う。選考の方法等に関する規則は、別に定める。

(入学手続き)

第26条 入学試験合格者は、本学大学院所定の書類に学費を添えて指定の期日までに入学の手続きをしなければならない。

2 正当な理由なく前項の手続きをしない者は、合格を取り消すことがある。

(入学許可)

第27条 入学試験合格者のうちから、前条の手続きを行った者について学長が研究科委員会の意見を聴き、入学を許可する。

(保証人)

第28条 保証人は、原則として父母のいずれかとする。ただし、双方を欠くときは、成年者で独立の生計を営む者をもって充てる。

2 保証人は、その学生の在学中に生じた事項について責任を負うものとする。

3 保証人が変更になったときは、速やかに新たな保証人の氏名、住所等の連絡先を届け出なければならない。

(氏名・住所等の変更)

第29条 学生又は保証人の氏名・住所等連絡先が変更になったときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない理由により2か月以上修学できない者は、保証人連署のうえ、所定の「学籍異動届」を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第31条 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある場合は、引続き休学を許可することがある。

2 休学期間は、通算して博士前期課程は2年、博士後期課程は3年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年限に算入しない。

(転学)

第32条 他大学院から本学大学院へ転学を志願する者については、定員に余裕のある場合に限り、試験のうえ当該研究科委員会の意見を聴いて、学長が入学を許可できる。

2 本学大学院から他大学院に転学を志願する者は、事情により、当該研究科委員会の意見を聴いて、学長が許可できる。

(除籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 在学年限が所定の年数を超えた者

(2) 第31条第2項に定める休学期間を超えた者

(3) 当該学期の学費を納めずに退学を申請した者

(4) 学費納入期限後2か月を経過してもなお納入しない者

(5) 死亡の届け出があった者

(6) 外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を喪失した者

(復学・退学・再入学及び留学)

第34条 復学・退学・再入学及び留学については、学則第40条、第41条、第43条及び第45条第1項及び第3項を準用する。この場合において、学則第43条中「第41条により退学した者又は前条第3号、第4号若しくは第6号により除籍された者」とあるのは「学則第41条により退学した者が5年以内又は前条第3号、第4号若しくは第6号により除籍された者が2年以内」とし、「当該教授会」とあるのは「当該研究科委員会」とし、「卒業要件」とあるのは「修了要件」と読み替えて準用する。

第7章 学費

(学費及び納入時期)

第35条 本学大学院の学費は、別表Ⅱのとおりとする。

2 授業料、施設設備料は、春学期、秋学期に分け、4月及び10月に納入するものとする。

3 この章に定めがない学費に関する規則は、別に定める。

(納入金の返還)

第36条 既納の学費は、返還しない。ただし、入学手続完了後、定められた期日までに入学辞退を申し出た者に対しては、入学金以外の納入金を返還することがある。

(転学の学費)

第37条 転学しようとする者は、その学期の授業料、施設設備料を納入するものとする。

(休学中、学期途中の退学、再入学及び留学中の学費)

第38条 休学中、学期途中の退学、再入学及び留学中の学費については、学則第49条、第50条、第51条及び52条を準用する。

第8章 教員及び運営組織

(指導教員)

第39条 本学大学院における教育研究の指導を担当する教員は、亜細亜大学（以下「本学」という。）の教授とする。ただし、准教授及び講師に担当させることがある。

(研究科委員会)

第40条 本学大学院の各研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規則は、別に定める。

(大学院委員会)

第41条 各研究科に共通する重要事項を協議するため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、各研究科委員長及び各研究科の担当教授から互選された者2名をもって組織し、次の事項を協議する。

(1) 大学院学則及び諸規程の変更に関する事項

(2) その他各研究科に共通する重要事項

3 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

4 大学院委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、第2項に掲げる事項について協議する。

第9章 研究施設・附属施設、厚生施設、保健施設

(研究施設・附属施設、厚生施設、保健施設)

第42条 本学大学院に学生研究室及び演習室を置き、本学の附属施設、厚生施設、保健施設を使用することができる。

第10章 賞罰

(表彰)

第43条 次の各号の一に該当する者に対し、学長は、当該研究科委員会の意見を聴いて、これを賞することができる。

(1) 成績が特に優秀なる者

(2) 品行方正にして他学生の模範となる者

2 前項各号の規定にかかわらず、学長が特別に優秀と認めた者については、これを賞することができる。

(懲戒)

第44条 本学大学院の学則に背き又は本学大学院の秩序を乱し、学生としての本分に反した行為のあるときは、学長はこれを懲戒する。懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

2 懲戒に関する規則は、別に定める。

第11章 科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生、聴講生、外国人留学生及び研究生

(研究生)

第45条 研究生とは、本学大学院において研究を許された者をいう。

(科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生、聴講生、外国人留学生及び研究生)

第46条 科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生、聴講生及び研究生については、別に規定するほか、本学大学院学則を準用し、外国人留学生については、学則第68条を準用する。

2 科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生、聴講生及び研究生の聴講料等については、別表Ⅲのとおりとする。

附 則

本学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成4年2月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、経営学研究科経営学専攻博士後期課程は、なお従前のおりとする。
- 3 第3条の規定にかかわらず、経営学研究科経営学専攻博士前期課程に平成18年3月31日に引き続き在学する者については、なお従前のおりとする。
- 4 第3条の規定にかかわらず、経営学研究科経営学専攻博士前期課程は、平成18年度から学生募集を停止し、平成18年3月31日に当該課程に在学する者の修了を待って廃止する。

- 5 前項により当該課程の廃止後、経営学研究科経営学専攻博士前期課程を退学した者から再入学の願いがあった場合、アジア・国際経営戦略研究科アジア・国際経営戦略専攻の課程に再入学を許可することができる。

附 則

- 1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第8条の3第2項の規定にかかわらず、経営学研究科経営学専攻の教育職員免許状は、平成18年3月31日に当該課程に在籍する者の修了をまって廃止する。

附 則

- 1 本学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する経営学研究科経営学専攻の博士後期課程は、平成20年度から学生募集を停止し、当該課程に在学する者が在学しなくなった時点をもって廃止する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 経営学研究科経営学専攻は、平成26年3月31日をもって廃止する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

(第8条 別表)

(第36条 別表)

附 則

- 1 本学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

附 則

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

附 則

- 1 本学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

附 則

- 1 本学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。
- 3 前項にかかわらず、別表Ⅰについては、令和6年度以降の入学生に適用し、令和5年度以前の入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

[\(第11条 別表Ⅰ\)](#)

[\(第35条 別表Ⅱ\)](#)

[\(第46条 別表Ⅲ\)](#)

第11条 別表I

授業科目及び単位数
[アジア・国際経営戦略研究科 アジア・国際経営戦略専攻]

博士前期課程

授業科目		単位数
基本科目	経営戦略論	2
	経営組織論	2
	行動科学	2
	マーケティング論	2
	経営思想論	2
	アジアビジネス論	2
	イノベーションマネジメント	2
	中国企業経営論	2
	簿記論Ⅰ	2
	簿記論Ⅱ	2
	リサーチリテラシーⅠ	2
	リサーチリテラシーⅡ	2
発展科目	人的資源管理論	2
	企業統治と企業倫理	2
	ものづくり経営・政策論	2
	流通論	2
	企業ファイナンス	2
	知財戦略	2
	リスクマネジメント	2
	国際会計税務論	2
	制度会計論	2
	原価会計論	2
	戦略会計論	2
	実践グローバルマーケティング	2
	Webマーケティング	2
産業科目	コンテンツ産業論	2
	ITソリューションビジネス論	2
	新産業論	2
ビジネス基盤科目	国際起業論	2
	グローバルリーダーシップ論	2
	キャリア開発論	2
	東アジア社会・経済論	2
	ASEAN社会・経済論	2
	アジア産業論	2
	アジア・中国をめぐる国際関係	2
	アジアビジネス法務	2
	アジアの経済法	2
	アジアの労働法	2
	環境・エネルギー政策論	2
	財政・金融政策論	2
	トップマネジメント特別講義	2
研究基盤科目	データ解析スキル	2
	ビッグデータ解析スキル	2
	オフィススキルⅠ	1
	オフィススキルⅡ	1
	ロジカルシンキングとプレゼンテーションスキル	2
	フィールドワークの方法と実践	2
	中国語コミュニケーションスキルⅠ	2
	中国語コミュニケーションスキルⅡ	2
	日本語ビジネスコミュニケーションスキルⅠ	2
	日本語ビジネスコミュニケーションスキルⅡ	2
	日本語アカデミックコミュニケーションスキルⅠ	2
日本語アカデミックコミュニケーションスキルⅡ	2	
科演習	研究指導Ⅰ	2
	研究指導Ⅱ	2

[修了要件]

1. 2年以上在学し、30単位以上を修得し、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。
2. 1年コースの場合は、30単位以上を修得し、研究報告書の審査及び試験に合格しなければならない。

博士後期課程

授 業 科 目		単位数
演 習 科 目	[戦略・マーケティング分野]	
	特殊研究指導（春学期）	2
	特殊研究指導（秋学期）	2
	[会計・ファイナンス分野]	
指 論 導 文	特殊研究指導（春学期）	2
	特殊研究指導（秋学期）	2
	[論文指導]	
	論文指導	0

[修了要件]

3年以上在学し、主指導教員担当の特殊研究指導12単位以上修得、第3 Semester以降に副指導教員担当の論文指導を履修、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。

授 業 科 目 及 び 単 位 数
 [経済学研究科経済学専攻]

博士前期課程

授 業 科 目	単位数
[理論・歴史]	
マクロ経済研究	4
ミクロ経済研究	4
経済成長論研究	4
経済変動研究	4
ゲーム理論研究	4
公共経済研究	4
産業組織研究	4
計量経済研究	4
都市経済学研究	4
西洋経済史研究	4
東洋経済史研究	4
日本経済史研究	4
経済成長論演習	4
経済変動論演習	4
ゲーム理論演習	4
公共経済学演習	4
産業組織論演習	4
計量経済学演習	4
都市経済学演習	4
西洋経済史演習	4
東洋経済史演習	4
日本経済史演習	4
[政策・応用]	
経済政策研究	4
経済システム研究	4
日本経済研究	4
公企業研究	4
財政研究	4
租税論研究	4
租税法研究	4
金融政策研究	4
貨幣経済研究	4
国際金融研究	4
労働経済研究	4
財政政策研究	4
社会保障研究	4
経済政策論演習	4
経済システム論演習	4
日本経済論演習	4
公企業論演習	4
財政学演習	4
租税論演習	4
金融政策論演習	4
貨幣経済論演習	4
国際金融論演習	4
労働経済論演習	4
[国際・地域経済]	
国際経済研究	4
発展途上国経済研究	4
工業開発研究	4
農業開発研究	4
中国経済研究	4
韓国経済研究	4
国際関係研究	4
東南アジア経済研究	4
国際経済学演習	4
発展途上国経済論演習	4
工業開発論演習	4
農業開発論演習	4

授 業 科 目	単位数
中国経済論演習	4
韓国経済論演習	4
国際関係論演習	4
東南アジア経済論演習	4
[外国文献・特講]	
外国文献研究（英語Ⅰ）	4
外国文献研究（英語Ⅱ）	4
外国文献研究（ドイツ語）	4
外国文献研究（フランス語）	4
外国文献研究（中国語）	4
外国文献研究（韓国語）	4
外国文献研究（日本語）	4
特別講義	4

[修了要件]

1. 博士前期課程の学生は、2年以上在学し、32単位以上の科目を修得し、修士論文の審査及び試験に合格しなければならない。

博士後期課程

授 業 科 目	単位数
[理論・歴史]	
マクロ経済特殊研究	4
ミクロ経済特殊研究	4
経済変動特殊研究	4
ゲーム理論特殊研究	4
公共経済特殊研究	4
産業組織特殊研究	4
都市経済学特殊研究	4
経済統計特殊研究	4
西洋経済史特殊研究	4
東洋経済史特殊研究	4
日本経済史特殊研究	4
[政策・応用]	
経済政策特殊研究	4
経済システム特殊研究	4
日本経済特殊研究	4
公企業特殊研究	4
財政特殊研究	4
金融政策特殊研究	4
貨幣経済特殊研究	4
国際金融特殊研究	4
労働経済特殊研究	4
[国際・地域経済]	
国際経済特殊研究	4
発展途上国経済特殊研究	4
工業開発特殊研究	4
農業開発特殊研究	4
中国経済特殊研究	4
韓国経済特殊研究	4
国際関係特殊研究	4
東南アジア経済特殊研究	4

[修了要件]

1. 博士後期課程の学生は、3年以上在学し、16単位以上の科目を修得し、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。

授業科目及び単位数
 [法学研究科法律学専攻]

博士前期課程

授業科目	単位数
[公法・政治学部門]	
憲法特別講義 I	4
憲法特別演習 I	4
憲法特別講義 II	4
憲法特別演習 II	4
憲法特殊講義	4
行政法特別講義 I	4
行政法特別講義 II	4
行政法特別演習 I	4
行政法特殊講義	4
租税法特別講義 I	4
租税法特別演習 I	4
租税法特別講義 II	4
租税法特別演習 II	4
租税法特別講義 III	4
租税法特別演習 III	4
租税法特殊講義	4
政治学特別講義 I	4
政治学特別演習 I	4
政治学特別講義 II	4
政治学特別演習 II	4
政治思想史特別講義	4
政治思想史特別演習	4
行政学特別講義	4
行政学特別演習	4
行政学特殊講義	4
[刑事法部門]	
刑法特別講義 I	4
刑法特別演習 I	4
刑法特別講義 II	4
刑法特別演習 II	4
刑法特殊講義	4
刑事訴訟法特別講義	4
刑事訴訟法特別演習	4
刑事訴訟法特殊講義	4
刑事政策特殊講義	4
刑事学特殊講義	4
[民法部門]	
民法特別講義 I	4
民法特別演習 I	4
民法特別講義 II	4
民法特別演習 II	4
民法特別講義 III	4
民法特別演習 III	4
民法特別講義 IV	4
民法特別演習 IV	4
民法特殊講義	4
商法特別講義 I	4
商法特別演習 I	4
商法特別講義 II	4
商法特別演習 II	4
商法特別講義 III	4
商法特別演習 III	4
商法特殊講義	4
民事訴訟法特別講義 I	4
民事訴訟法特別演習 I	4
民事訴訟法特別講義 II	4
民事訴訟法特別演習 II	4
労働法特別講義	4
労働法特別演習	4
労働法特殊講義	4
国際私法特別講義	4
国際私法特別演習	4
国際私法特殊講義	4

授 業 科 目	単位数
[基礎法学部門]	
法制史特別講義	4
法制史特別演習	4
法哲学特別講義	4
法哲学特別演習	4
英米法特別講義	4
外国法特殊講義	4
ドイツ法特別講義	4
フランス法特別講義	4
[原典研究]	
原典研究 (英) ・公法部門	4
原典研究 (英) ・私法部門	4
原典研究 (独)	4
原典研究 (仏)	4
原典研究 (伊)	4
原典研究 (日)	4
[関連部門]	
経済学特殊講義	4

[修了要件]

1. 博士前期課程の学生は、2年以上在学し、32単位以上の科目を修得し、修士論文の審査及び試験に合格しなければならない。
ただし、優れた業績をあげた者については、早期に修了を認める場合がある。
また、修士論文に代えて、「特定の課題についての研究の成果」（「研究成果」）を提出することができる。
なお、研究成果の提出により修了した場合は、本学大学院法学研究科の博士後期課程への進学は認められない。

博士後期課程

授 業 科 目	単位数
[公法・政治学部門]	
憲法特殊研究Ⅰ	4
憲法特殊研究Ⅱ	4
行政法特殊研究	4
租税法特殊研究	4
政治学特殊研究Ⅰ	4
政治学特殊研究Ⅱ	4
政治思想史特殊研究	4
行政学特殊研究	4
[刑 事 法 部 門]	
刑法特殊研究Ⅰ	4
刑法特殊研究Ⅱ	4
刑事訴訟法特殊研究	4
[民 事 法 部 門]	
民法特殊研究Ⅰ	4
民法特殊研究Ⅱ	4
民法特殊研究Ⅲ	4
商法特殊研究Ⅰ	4
商法特殊研究Ⅱ	4
商法特殊研究Ⅲ	4
民事訴訟法特殊研究Ⅰ	4
民事訴訟法特殊研究Ⅱ	4
労働法特殊研究	4
国際私法特殊研究	4
[基礎法学部門]	
法制史特殊研究	4

[修了要件]

1. 博士後期課程の学生は、3年以上在学し、12単位以上の科目を修得し、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。
ただし、法科大学院を修了して入学した者は、2年以上在学し、8単位以上の科目を修得し、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。

(第 35 条 別表Ⅱ)

1. 学費

(標準修業年限)

入学金	授業料	施設設備料	休学在籍料	備 考
230,000 円	経済学研究科・ 法学研究科 博士前期課程 博士後期課程 620,000 円	200,000 円	春学期 60,000 円 秋学期 60,000 円	本学出身者は入学金 を免除する
	アジア・国際経営 戦略研究科 博士前期課程 博士後期課程 720,000 円			
	前期課程 (標準修業年限 1 年) 1,350,000 円			

(長期履修制度)

入学金	授業料	施設設備料	休学在籍料	備 考
230,000 円	修業年限 3 年 経済学研究科・ 法学研究科 410,000 円 ただし、3 年目は 年額 420,000 円	200,000 円 ただし、3 年目 から 100,000 円	春学期 60,000 円 秋学期 60,000 円	本学出身者は入学金 を免除する
	アジア・国際経営 戦略研究科 480,000 円			
	修業年限 4 年 経済学研究科・ 法学研究科 310,000 円			
	アジア・国際経営 戦略研究科 360,000 円			

2. 入学検定料 32,000 円

(備考)上記は、平成 31 年度入学者から適用するものとし、平成 30 年度以前の入学者については従前どおりとする。

別表Ⅲ

科目等履修生	委託生	特別聴講生
選考料 10,000円 受講料 通年及び半期集中科目 1科目 50,000円 半期科目 1科目 25,000円	選考料 10,000円 受講料 410,000円 内訳： 指導料 310,000円 施設設備料 100,000円	選考料 なし 聴講料 1単位 500円

履修証明プログラム生	聴講生	研究生
選考料 5,000円 受講料 75,000円	選考料 5,000円 聴講料 通年及び半期集中科目 1科目 30,000円 半期科目 1科目 15,000円	選考料 10,000円 受講料 410,000円 内訳： 指導料 310,000円 施設設備料 100,000円